
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示項目 聞かれた主な意見への対応

本資料の目的

1. 本資料は、第 163 回金融商品専門委員会（2020 年 12 月 1 日開催）及び第 447 回企業会計基準委員会（2020 年 12 月 3 日開催）において、聞かれた主な意見に対する事務局の対応案について、ご意見をお伺いすることを目的としている。

分析期首残高から期末残高への調整表の開示に関する定め

（聞かれた意見）

2. 基準価額を時価とみなす取扱いにかかる調整表の開示を求めることで、IFRS 第 13 号よりも実質的に開示が増えることにならないか懸念する。また、調整表は、レベル 3 のインプットを用いた際の損益の質を評価するために開示することが国際的な会計基準の趣旨であると理解しており、レベル 3 のインプットでない基準価額に関して、調整表の開示を求めることは論理的に違和感があり不要と考える。
3. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について、レベル 3 に該当するケースが多いと考えられるため、レベル 3 の注記と比べて情報が不足しないよう、調整表の注記は求めるべきである。

（事務局の対応案）

4. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、調整を行った場合に利用するインプットのレベルについても把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベルの分類を行った時価が混在すると、有用な情報とならないものと考えられるため、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないことを提案している。
5. しかし、解約等に関する重要な制限があり、仮にその制限に関して調整を行う場合、その利用されるインプットは通常は市場で観察できず、時価がレベル 3 に該当することが多いと考えられるため、インプットが入手されなくとも開示が可能な調整表の注記を求めることとしている。
6. 第 2 項の意見のとおり、基準価額自体に経営者の見積りによる不確実性は存在せず、レベル 3 と同様なものとして取扱うことは適当ではないが、解約等に制限があり、仮に調整を行った場合にはレベル 3 になり得る時価について、購入、売却及び償還の額

に関する情報は有用であると考えられ、また、生じた損益や純資産の増減を、時価算定会計基準に従った時価を付した他の金融商品から生じたものと区別して把握できる情報も有用なものになると考えられる。

7. したがって、調整表の開示を求めることとする事務局の提案を修正せず、その必要性に関する質問項目を設け、コメントを募集することとしてはどうか。

第三者価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであるとの判断に関する定め

(聞かれた意見)

8. 基準価額については、重要な場合は企業も監査人も合理性の検証をすることが必要であり、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断を要しないとの定めについては、削除すべきと考える。
9. 基準価額の検証を原則通り行うことになれば、実務では相当に負担がかかるため、例えば、基準価額で解約できることの確認をもってその判断に代えることや基準価額を時価とみなす取扱いを適用するための要件の充足の確認をもってその判断に代えるなどを検討してはどうか。

(事務局の対応案)

10. 聞かれた意見を踏まえて、投資信託財産が金融商品である投資信託について、本文及び結論の背景を次のとおり修正する。

(本文の第 24-6 項)

基準価額を時価とする場合(第 24-2 項)、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる(第 18 項¹参照)。

また、基準価額を時価とみなす場合(第 24-3 項)、第 24-3 項(1)から(3)²のいず

¹ 時価算定会計基準適用指針第 18 項

「取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。」

² 時価開示適用指針第 24-3 項の現状の文案

「投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができる。

(1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準(IFRS)又は米国会計基準に従い作成され

れかに該当することで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる（第 18 項参照）。

（結論の背景の第 49-6 項）

基準価額は投資信託委託会社が公表するものであり、第 18 項に定める第三者から入手した相場価格に該当するため、会計基準に従って算定されたものであると判断する必要がある。基準価額を時価とする取扱い（第 24-2 項）又は基準価額を時価とみなす取扱い（第 24-3 項）を適用する場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、当該判断ができると考えられるため、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断するときの例示した手続（第 43 項）によらないことができることとした（第 24-6 項参照）。

11. 聞かれた意見を踏まえて、投資信託財産が不動産である投資信託について、本文及び結論の背景を次のとおり修正する。

（本文の第 24-10 項）

基準価額を時価とする場合（第 24-8 項）、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる（第 18 項参照）。

また、基準価額を時価とみなす場合（第 24-9 項）、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しない（第 18 項参照）。

（結論の背景の第 49-12 項）

投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の理由で、基準価額を時価とする取扱い（第 24-8 項）を適用する場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができることとした。

また、基準価額を時価とみなす取扱い（第 24-9 項）を適用する場合、投資信託財産である不動産の時価の算定は時価算定会計基準の対象に含まれないことから、

ている場合

(2) 当該投資信託の財務諸表が IFRS 及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが IFRS 第 13 号「公正価値測定」又 Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合

(3) 当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合」

投資信託財産の評価が時価算定会計基準に基づいているか否かを確認することにより、基準価額が時価算定会計基準に従って算定されたものであるか否かを判断することは困難であり、その確認の手続は求めている(第 24-10 項参照)。なお、これは、基準価額を時価と用いる際に一般的に行われる適切性の確認まで要しないことを意図したものではない。

改正後の時価算定適用指針の適用の範囲

(聞かれた意見)

12. 基準価額を時価とする定めは、子会社や関連会社に該当するため時価評価されない投資信託に対しては適用されないという理解でよいのか。

また、実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」では、投資信託の場合、基本的に子会社判定が不要とされているが、今回の改正で投資信託には会社型の投資信託も含まれることが明示されることによって、会社型の投資信託についても契約型の投資信託と同様に連結判定が不要だという誤解が生じないか確認すべきではないか。

(事務局の対応案)

13. 現在検討を行っている基準価額を時価とするという定めは、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の定めに基づき時価をもって貸借対照表価額とする投資信託に対して適用されるものであるため、取得原価をもって貸借対照表価額とする子会社株式及び関連会社株式に分類される投資信託には適用されない。

また、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 28 項では、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人は、会社に準ずる事業体に該当するものの 1 つとして定められており、その子会社又は関連会社の範囲に該当するかどうかの判定にあたっては、子会社の範囲の決定に関する取扱い及び関連会社の範囲の決定に関する取扱いに準じて行う旨、別途定められている³。事務局の提案では、当該定めの変更は含ま

³ 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 28 項(下線は事務局による追加)

「連結会計基準第 5 項及び持分法会計基準第 4-2 項において、子会社又は関連会社の範囲に含まれる企業とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)を指すとしている。これには、「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社や「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人、投資事業組合、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が該当するものと考えられる。

れていないため、これまで行われてきた会社型の投資信託に対する子会社又は関連会社の判定に影響が生じることは想定していない。

組合等の時価の注記に関する取扱い

(聞かれた意見)

14. 「例外的な取扱い」という文言を用いることには、裏を返すと原則的な取扱いを強く推奨しているようなニュアンスがあるため、公開草案の公表にあたっては、文言を変更するか、又は文言を残す場合は、原則的な取扱いを強く推奨しているわけではない旨を明示する必要があると考える。また、会計処理について今後の検討課題としている状況にもかかわらず、「例外的な取扱い」としていることにも違和感がある。

(事務局の対応案)

15. 「例外的な取扱い」という用語について、前項の意見のような意図はないものの、当該用語を用いる強い必要性もないことから、「例外的な取扱い」という記載をやめ、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める金融商品の時価の注記を要しないこととした文案の項を具体的に参照し、当該項の取扱いと記載することとする。

ディスカッション・ポイント

上記の事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

会社に準ずる事業体の子会社又は関連会社の範囲に該当するかどうかの判定にあたっては、子会社の範囲の決定に関する取扱い及び関連会社の範囲の決定に関する取扱いに準じて行う。」